

第3章 現代の民主政治と社会

2. 国の政治のしくみ(1)

【教科書 P.90~95】

§ 1. 国会の地位と仕組み

- (1) 三権分立 … 立法権は 国会、行政権は 内閣、
司法権は 裁判所 が持つ

法律も作る
法律に基いて行政も執行する
法律に基いて争いや事件も解決する

- (2) 国会 … 国権の最高機関 → 国会は主権者である国民が直接選んだ議員によって組織される

唯一の立法機関 → 国会だけが法律をつくる事が可能

- (3) 二院制(両院制) … 国会は二つの議院から成り立つ
→ 国民のさまざまな意見を政治に反映させ、慎重な審議を行うため - 一院議院の利と弊を防ぐ

① 衆議院 … 任期 4 年 解散 あり

② 参議院 … 任期 6 年 3年ごとに半数を改選 「良識の府」
不安定性・組織性が高い

③ 衆議院の優越 … 衆議院の方が任期が短く、解散もあるので民意を反映しやすい

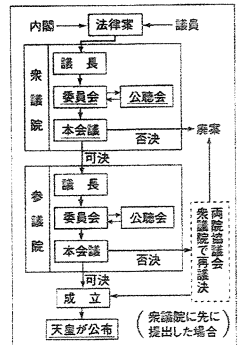
種類	召集
常会(通常国会)	毎年1回、1月中に召集 会期150日間
臨時会(臨時国会)	内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があった場合に召集
特別会(特別国会)	衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急の必要があるとき、内閣の求めによって開かれる

	衆議院	参議院
議員定数	465人	* 245人 4+8
任期	4年 解散のときは 任期中でも資格を失う	6年 3年ごとに半数を改選
選挙権	18歳以上	18歳以上
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙区	小選挙区制 289人 比例代表制 176人	選挙区制 147人 4+8 比例代表制 98人 100
解散	ある	ない

衆議院と参議院 * 2022年には248人に増える予定。

事項	内容	結果
予算の先議	予算は衆議院が先に審議する	
予算の議決 条約の承認 内閣総理大臣の指名	参議院が、衆議院と異なった議決をした場合 → 両院協議会でも意見が一致しないとき 参議院が衆議院の可決した議案を受け取った後30日以内(内閣総理大臣の指名については衆議院の議決の後10日以内)に議決しないとき	衆議院の議決が国会の議決となる
法律案の議決	参議院が、衆議院と異なった議決をするか、衆議院の可決した法律案を受け取った後60日以内に議決しない場合 → 衆議院が出席議員の $\frac{2}{3}$ 以上の多数で再可決したとき	法律となる
内閣不信任の決議	内閣不信任の決議は衆議院のみで行うことができる	

衆議院の優越



法律のできるまで

§ 2. 国会の働き

- (1) 法律の制定(立法) … 憲法の次に強い効力を持つ

法律案の提出 → 委員会で審査 → 本会議で議決

国会での審議などは原則として公開される

- (2) 予算の審議・議決 … 内閣が作成した予算を審議・議決

- (3) 内閣総理大臣の指名 … 国会議員の中から指名

→ 国務大臣を任命し、内閣を組織 → 国会の定めた法律や予算に基づいて政策を実施

- (4) 条約の承認 … 内閣が外国との間で結んだ条約を承認

- (5) 憲法改正の発議 … W. S. P. 9 参照

両院の総議員の3分の2以上

- (6) 国政調査権 … 政治全般について調査する権利

→ 証人喚問や政府に記録の提出を要求
証人喚問や政府に記録の提出を要求

- (7) 弾劾裁判所 の設置 … ふさわしくない裁判官の罷免の判断